

見積書作成にあたって

これまでの見積書の中で、労務単価や一般管理費の中に含まれて明確にされていなかった 法定福利費および安全衛生経費の算出手順について、参考に添付します。

<基本的考え方>

- ・鋼橋工事においてはトン単価,平米単価による見積りが一般的で、法定福利費および安全衛生経費の扱いが不透明である。これらは発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることから、従来の総額単価だけではなく、その中に含まれている法定福利費および安全衛生経費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

○法定福利費（雇用保険,健康保険,厚生年金保険）の事業主負担分について

従業員の社会保険加入を促進させるための重要な財源であるため、今後は見積書の中に明確に記載することといたします。

○安全衛生経費について

元請負人及び下請負人の労働災害防止対策に係る費用で、建設工事従事者の安全及び健康を確保するうえで、必要不可欠な経費。

建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要な経費の一つであるため、今後は見積書の中に明確に記載することといたします。

<計算手順>

1.見積書の中の直接工事費,共通仮設費,現場管理費の各々において、労務費,材料費,経費を明確に分けて算出する。

2.上記より、労務費（直接工事費,共通仮設費の中の労務費および現場管理費の中の現場従業員給料）を抽出し、労務費総額を算出する。

3.法定福利費

労務費総額に（国土交通省より毎年情報提供される）法定福利費事業主負担分の保険料率（健康保険,厚生年金,雇用保険,児童手当拠出金,介護保険 等）をそれぞれ乗じて合計する。

4.安全衛生経費

労務費総額に 別紙；建設技能者にかかる鋼橋工事業の「安全衛生経費率」算出表（案）の安全衛生経費率を乗じて算出する。

5.法定福利費および安全衛生経費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

御 見 積 書

令和 年 月 日

〒0000-0000
東京都〇〇区〇〇1-1-1
〇〇〇〇株式会社
TEL
FAX

殿

金 円

工事名

納 所

納 期

見積有効期限

項	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事費	1.0	式			
II	間接工事費 共通仮設費	1.0	式			
	現場管理費	1.0	式			
III	一般管理費	1.0	式			
IV	法定福利費事業主負担分	1.0	式			
V	安全衛生経費	1.0	式			
	合 計					
	消費税相当額					
	見積額総計					

[illegible]

建設技能者にかかる鋼橋工事業の「安全衛生経費率」算出表(案)

＜設定条件＞ ・令和6年度公共工事設計労務単価（東京都）
・年間労働日数
・労働時間
・労働年数は20歳～60歳の40年間と仮定

¥32,900 /日（橋梁特殊工）
234日 /年（令和5年6月16日 CCUSにおけるレベル別年収の公表[国土交通省]より）
8h /日

No.	名称		金額 (税別)	単位	単位/年 (税別)	摘要	備考
A 保護具の着用							
1	保護帽	耐用年数3年（ABS、PC、PE製）	6,400	個	2,133	耐用年数 ABS、PC、PE製（熱可塑性樹脂）異常が認められなくても3年以内 FRP制（熱硬化性樹脂）異常が認められなくても5年以内 装着体 異常が認められなくても1年以内	
2	墜落制止用器具（胴ベルト型）	耐用年数2年	15,000	個	7,500	使用期限：ハーネス・安全ブロック等使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
3	墜落制止用器具（フルハーネス型）	耐用年数2年	30,000	個	15,000	使用期限：ハーネス・安全ブロック等使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
4	保護眼鏡	2ヶ月/個	2,500	個	15,000	普及品	
5	安全靴	6ヶ月/足	6,000	足	12,000	〃	
6	安全チョッキ	3年/枚	2,000	枚	667	〃	
7	防塵マスク	1ヶ月/個	4,000	個	48,000	〃	
8	防塵フィルター	10個/月	1,000	個	12,000	〃（@100円×10個×12ヶ月）	
9	耳栓	1個/月	500	セット	6,000	〃	
B 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育							
10	雇い入れ時教育	1日（6時間）			1,038	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料： 8,636 円
11	送り出し教育の受講	1時間 現場ごと 1回/月			49,350	公共工事設計労務単価÷8h×12回/年	
12	新規入場者教育の受講	〃			49,350	〃	
13	安全衛生協議会・職長会への参加	〃			49,350	〃	
14	災害防止協議会・安全/ハトロールへの参加	〃			49,350	〃	
15	朝礼・KY活動・一斉清掃等	20分 現場ごと 1回/日			320,775	公共工事設計労務単価÷8h×（20/60）×234日	
16	職長・安全衛生責任者教育	2日 ※建設技能者2人に対し1人受講			1,073	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年÷2	受講料： 20,000 円
17	足場組立て等特別教育	1日			1,073	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料： 10,000 円
18	自由研削砥石取替試運転作業者特別教育	1日			1,061	〃	受講料： 9,545 円
19	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日			1,061	〃	受講料： 9,545 円
20	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	1日			1,039	〃	受講料： 8,650 円
21	高所作業車運転特別教育（作業床の高さ10m未満）	1日			1,127	〃	受講料： 12,182 円
22	職長等再教育及び安全衛生責任者教育	1日 ※5年毎に再教育			4,172	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年×8回÷2	受講料： 8,818 円
23	フォークリフト運転技能講習	4日			4,222	（（公共工事設計労務単価×4日）+受講料）÷40年	受講料： 37,273 円
24	玉掛け技能講習	2日			2,179	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料： 21,364 円
25	毎月の安全教育	0.5日×12月			197,400		
26	アーク溶接特別教育	3日			3,043	（（公共工事設計労務単価×3日）+受講料）÷40年	受講料： 23,000 円
27	ガス溶接技能講習	2日			2,195	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料： 22,000 円
28	高所作業車運転特別教育（作業床の高さ10m以上）	2日			2,795	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料： 46,000 円
29	ガス溶接作業主任者	1日			1,043	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料： 8,800 円
30	アーク溶接作業主任者	1日			1,235	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料： 16,500 円
31	足場組立て等作業主任者	1日			1,223	（（公共工事設計労務単価×1日）+受講料）÷40年	受講料： 16,005 円
32	特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者	2日			1,990	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料： 13,780 円
33	有機溶剤作業主任者	2日			1,990	（（公共工事設計労務単価×2日）+受講料）÷40年	受講料： 13,780 円
C 健康診断・その他							
34	一般定期健康診断	0.5日 定期（年1回ごと）			25,541	（（公共工事設計労務単価×0.5日）+健康診断料）	健康診断料 9,091 円（レントゲン、血液検査、心電図、血圧、身長体重、視力、聴力等）
35	アルコールチェッカー導入費	3年/個	6,000	個	2,000	普及品	
		合 計		①	894,872		1年間にかかる1人当たりの安全衛生経費

建設技能者年収	32,900×234日		②	7,698,600	公共工事設計労務単価×年間労働日数	
安全衛生経費率	①/②			11.6%	1年間にかかる1人当たりの安全衛生経費÷建設技能者年収×100	労務費に対して

改め 12.0%